

西原町特産品等の展示品募集について

西原町では、来年度に庁舎等複合施設の供用開始を控えています。そこで建設部産業課では、複合施設内の「町民ギャラリー」で西原町の特産品等を展示し、町内外へ広くアピールしていこうと考えています。つきましては、展示ブースで自社の製品を展示したいという事業者の方を募集します。

- 1 目的……………本町で生産販売される代表的な特産品等を広く宣伝紹介し、販路の拡大を図り、産業の活性化につなげる。
- 2 申込期間……………3月3日（月）～3月14日（金）
- 3 申込方法……………西原町特産品等の展示出品申込書（西原町ホームページでダウンロードできます。）に必要事項を記入し、納税証明書を添付の上、建設部産業課へ1部提出してください。（FAXでの申込みも可能。FAXの場合は申込書送信後、必ず建設部産業課までご一報ください。）
- 4 展示場所……………西原町庁舎等複合施設 町民ギャラリー展示コーナー（計12区画）
展示ケース：1区画＝幅50cm×奥行き40cm×高さ30cm以内
※ 西原町庁舎等複合施設町民ギャラリーのみとなりますので、ご了承ください。
- 5 展示期間……………4月26日（土）～9月30日（火） ※展示期間は原則半年としますが、応募者数によって変更することがあります。（展示品の入替・設置は、10月1日（水）を予定しています。）
- 6 展示内容（販売は行いません）
展示品（食物・工芸品等、2次製品も展示ケースに収納できるものは可能）のジャンルは問いません。
※半年間の展示となります。飲食物の展示は、包装箱や模型など実物以外で製品の内容が判別できるように準備をお願いします。
- 7 展示品の制限……………危険物、生物、公衆の風俗・秩序等を乱す恐れのあるものは展示できません。
- 8 出品者……………市町村住民税（個人または法人住民税）の滞納がなく、町内で生産した製品を販売している事業者。
- 9 保管……………展示品の保管は管理者（建設部産業課）が十分注意を払いますが、天災等の不可抗力による損害については、その責を負いません。
- 10 出品料等……………(1)展示出品料は、無料とします。
(2)展示出品申込が多数の場合は、抽選により出品者を決定します。
(3)出品者の抽選、展示位置の指定及び出品者の表示は、事務局が行います。
(4)展示品の内容等の説明書き、宣伝物等は出品者が準備し、出品者の希望を確認の上、管理者が設置を行います。
(5)展示品についてのパンフレット（A4判まで）を配架することができます。



お申込み・お問い合わせ

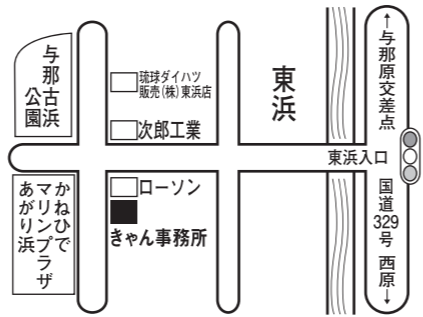
建設部産業課商工観光係 TEL 945-4540 FAX 945-4580

相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

〈相談内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題 などの法律相談

完全個室の相談ブース完備。
お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 与那原町字東浜 23番地 2
代表司法書士 喜屋武 力
TEL 882-8177 FAX 0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00～PM6:00



▶ 私たちが作った西原町PR動画を見てね！

～西原町子ども放送局が修了式～

一括交付金を活用して実施している「西原町ICT技術を活用した観光振興・人材育成推進事業」の一環で取り組んだ「西原町子ども放送局」の最終回が、1月26日に西原町立図書館で行われました。

同放送局には、町内の小中学生16名が参加。昨年10月から6回行われたワークショップで、取材方法やカメラ機材の使い方などを学びました。またその技術を活用して、話し合って決めた「運玉森」「さとうきび」「シマナー」「パン屋さん」の4つのテーマをもとに、約5分間の動画を作成しました。

この日は完成した動画を鑑賞したのち、上間町長から子どもたちに修了証が授与されました。上間町長は「みなさんの動画は世界中に配信される。この体験を機に、もっと西原町のことを好きになってもらいたい」と、子どもたちをねぎらいました。参加した城間亜弥音さん（西原中2年）は「動画づくりを通して、撮影や取材のやり方などが学べてよかった。自分の夢に役立つかもしれないので、この体験をずっと忘れないようにしたい」と感想を述べました。



西原町子ども放送局の修了式

作成した4つの動画は、西原町公式動画「さわふじチャンネル」で公開中です。また、3月2日の14時からサンエー西原シティで開催される「いいね、にしはら映像祭」でも上映されます。



西原町公式メールマガジン「さわふじメール」が変わります！

みなさんに広くご利用いただいている「さわふじメール」のサービスは、平成26年4月に新システムに完全移行します。現在配信しているメールは3月いっぱいまで停止します。（これまでのシステムの登録情報は、西原町で責任をもって処理します。）

システムの変更に伴い、**新しいメールマガジンへの登録**が必要になります。つきましてはお手数ですが、新しいメールマガジンへのご登録をお願いします。

新しいメールマガジンへの登録方法

下のメールアドレスに空メールを送信してください。折り返し、登録用メールが送信されますので、メールのURLにアクセスし、画面の表示に従って登録してください。

【空メール送信アドレス】

p-nishihara@bousai.town.nishihara.okinawa.jp

【空メール送信用QRコード】

お持ちの携帯電話でQRコードが読み取れる方は、右のコードを読み込んでください。空メール用アドレスが表示されます。



注意！

新しいメールシステムは、受信するメールアドレスが変わります。これまで「さわふじメール」を利用していた方は、新しい受信設定が必要です。下のメールアドレスが受信できるよう、ドメインまたはアドレスを受信許可に設定してください。

【受信するメールアドレス】 sawafujimail@town.nishihara.okinawa.jp

さわふじメールって？

西原町のさまざまな情報を、利用者のニーズに応じて直接メールで配信します。日々の生活を便利に、安全に、快適に過ごすため、メールマガジンをぜひご活用ください！

どんなメールが届くの？

地域安全情報、防災情報、イベント情報、子育て支援情報、健康情報などのジャンルがあります。利用者は登録時に、受信したいメールのジャンルを設定するので、欲しい情報を選ぶことができます。

LINE@西原町

これも活用しよう！

みなさんがスマートフォンやタブレット端末で利用しているLINEに、西原町からイベント情報が届きます！
【「LINE@西原町」の登録方法】
スマートフォンやタブレット端末に「LINE」アプリをインストールし、下のどちらかの方法で登録してください。



- ① 右上のQRコードを読み込む。
- ② LINE@ナビ (http://lineat.jp/) のホームページから西原町を検索し、登録

フェイスブック

フェイスブックに登録している方は、西原町ページに「いいね！」をすることで、自身のタイムラインに西原町が発信する情報が表示されます。フェイスブック未登録の方は、ページの閲覧が可能です。また、情報を拡散するとみなさんの友だちも情報を得ることができます。みんなで情報を共有して、暮らしをより便利に快適にしましょう！

【西原町フェイスブックページURL】
<https://www.facebook.com/nishihara.town>

お問い合わせ 総務部企画財政課広報係 TEL 945-5340